

多面的機能支払事業（継続）

1 趣 旨

農業の継続的な発展と多面的機能の健全な発揮に不可欠な農地・農業用水等の資源については、過疎化・高齢化・混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となっている。

このため、農業者等が行う地域資源の基礎的な保全活動やその質的向上を図る多面的機能の増進に寄与する共同活動を支援する。

2 事業内容

- (1) 農地維持支払交付金
農業者等による活動組織が行う水路の泥上げや農道の路面補修等の地域資源の基礎的な保全活動や農業の構造変化に対応した体制の拡充・強化などの共同活動に対し、交付金を交付する。
- (2) 資源向上支払交付金
地域住民を含む組織が行う水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動に対し、交付金を交付する。
- (3) 県推進事業
県が制度の普及、推進、交付事務等を行う。
- (4) 市町村推進事業
市町村等が制度の推進、確認事務、交付事務等に要する経費に対し、交付金を交付する。

3 事業実施主体 (1)、(2) 農業者等で構成する活動組織、(3) 県、(4) 市町村、福島県多面的機能支払推進協議会

4 予算額 2,495,976千円

5 補助率 (1)、(2) 国1/2、県1/4、市町村1/4
(3) 一、(4) 定額

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7416】

207

遊休農地活用促進総合対策事業（一部新規）

1 趣 旨

遊休農地の活用を促進するため、農業者等が行う農地の再生作業等を支援するとともに、遊休農地の効果的な利用調整手法について検討を進める。

2 事業内容

- (1) 遊休農地活用推進事業
遊休農地の活用を進めるため、関係団体と連携等を図り、市町村等が農地法第四章に基づいて行う遊休農地に関する措置の適正な執行を支援する。
- (2) 遊休農地等利用調整手法調査・実証事業
遊休農地の発生防止や利活用を現地の実情に応じて効果的に進めるため、遊休農地の効果的な利用調整手法を調査・分析し、その手法を普及する。
- (3) 遊休農地等再生対策支援事業
遊休化した農地の再生利用を図るため、遊休農地の再生作業等に国の事業の活用が見込めない地域において、市町村等が策定する遊休農地の再生計画の実現に向けた取組を支援する。

3 事業実施主体 (1)、(2) 県 (3) 市町村、市町村農業委員会、地域耕作放棄地対策協議会等

4 予算額 8,032千円

5 補助率 (1)、(2) 一 (3) 1/2以内（上限1,000千円）

6 事業実施期間 平成28年度～令和7年度

【担当課：農村整備総室農村振興課 024-521-7415】

208